

豊田市建設業者高度安全機械等導入促進補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、高度安全機械及び遠隔操作式機械を導入する事業者に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）車両系建設機械 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第7に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。
- （2）高度安全機械 車両系建設機械のうち、デジタル技術を活用した高度な安全装置を有する建設機械として別表第1に掲げるものをいう。
- （3）遠隔操作式機械 車両系建設機械のうち、デジタル技術を活用して離れた場所から遠隔操作することができるものをいう。
- （4）会社 会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）第2条第1号に規定する会社をいう。
- （5）中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「基本法」という。）第2条第1項に規定する者のうち、会社をいう。
- （6）個人事業主 基本法第2条第1項に規定する者のうち、個人をいう。
- （7）建設業 標準産業分類に掲げる大分類D－建設業に分類される事業をいう。
- （8）事業所 単一の経営主体が一の団地内において継続的に経済活動を行う場所的単位をいう。
- （9）山村地域 都市計画法（昭和40年法律第34号）第4条第2項に規定する都市計画区域以外の地域をいう。

（補助金の交付目的）

第3条 この補助金は、市内で建設業に属する事業を営む中小企業及び個人事業主（以下「中小企業等」という。）が高度安全機械及び遠隔操作式機械を導入する場合に必要とする費用の一部について補助金を交付することにより、地域産業を担う市内の中小企業等の生産性の向上を図り、経営力及び競争力を高めることで、地域産業の持続的発展に資することを目的とする。

（補助対象事業者）

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、市内に事業所を置く中小企業等であって、第8条に規定する補助金の指定申請時点から遡って1年以上市内で事業を営む者のうち、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 法人等（法人若しくは団体又は個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がないこと。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められないこと。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められる者でないこと。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者でないこと。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、第1号から前号までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる者でないこと。
- (7) 豊田市税を滞納していないこと。
- (8) 公序良俗に反する事業を行っていないこと。
- (9) 事業活動等に必要な許認可等を取得していること。

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「経営強化法」という。）第52条及び第53条の規定による先端設備等導入計画の認定を受けた、次の各号に掲げる事業とする。ただし、中古品を購入する場合及びリースの場合は対象外とする。

- (1) 別表第1に掲げる高度安全機械を新たに購入する事業
- (2) 遠隔操作式機械を新たに購入する事業
- (3) 遠隔操作システム等を購入し既存の車両系建設機械に登載することで遠隔操作式機械に改修する事業

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる事業の区分に応じ、当該各号で定める経費とする。

- (1) 別表第1に掲げる高度安全機械（当該機械の後継機種を含む。）を新たに購入する事

業

高度安全機械の本体代

(2) 遠隔操作式機械を新たに購入する事業

遠隔操作システム等の機器代及び遠隔操作式機械の本体代

(3) 遠隔操作システム等を購入し既存の車両系建設機械に登載することで遠隔操作式機械に改修する事業

遠隔操作システム等の機器代及び改修費

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは補助対象経費としない。

(1) 消費税相当額

(2) 地方消費税相当額

(3) 印紙税

(4) 登録免許税

(5) 法令手続に係る手数料

(6) その他公租公課

(7) その他市長が不適当と認める費用

(補助金額等)

第7条 補助金の額及び限度額については別表第2に定める額とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(指定申請)

第8条 補助対象事業者は、豊田市建設業者高度安全機械等導入促進補助金交付対象事業者指定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書(様式第2号)

(2) 役員一覧表(様式第3号)(法人に限る。)

(3) 法人の履歴事項全部証明書の写し(法人に限る。3か月以内に発行されたものに限る。)

(4) 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類(法人に限る。)

(5) 確定申告書B及び所得税青色申告決算書の写し又は収支内訳書の写し(個人事業主に限る。税務署の受領印が押印されていないときは、国税電子申告・納税システムで確認できる受信結果(受信通知)を併せて添付すること。)

(6) 見積書

(7) 補助対象事業等の内容を確認できる資料(購入予定の高度安全機械又は遠隔操作式機械のパフレット等)

(8) 委任状(様式第4号)(第三者に申請を委任する場合に限る。)

(9) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の申請をすることができる期限は、令和8年9月30日までとする。

(指定可否の決定)

第9条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ実態調査等を行い、補助金の交付対象事業者として承認又は却下を決定するものとし、その結果について、豊田市建設業者高度安全機械等導入促進補助金交付対象事業者指定可否決定書（様式第5号）により通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金の交付対象事業者として承認の決定（以下「指定決定」という。）をする場合において、補助金の交付目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付することができる。

3 前項の指定決定は、同一事業者に対し、1回限りとする。

4 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、前条の申請をする補助対象事業者の同意を得た上で、法人の場合は市税の収納状況を、個人事業主の場合は住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することができる。

（内容変更等）

第10条 指定決定を受けた補助対象事業者（以下「指定事業者」という。）は、指定決定を受けた補助対象事業（以下「指定事業」という。）の内容を変更（廃止及び中止を含む。）をする場合は、直ちに市長に指定事業計画変更承認申請書（様式第6号）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による指定事業計画変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、指定事業計画の変更の承認又は却下を指定事業計画変更可否決定書（様式第7号）により、当該指定事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項に規定する指定事業の変更承認の決定（以下「変更指定決定」という。）をする場合において、補助金の交付目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付することができる。

（実施期間）

第11条 指定事業は、令和8年12月28日までに完了しなければならない。ただし、補助金交付対象に指定された指定事業者の責によらない理由により、令和8年12月28日までに事業完了が困難となる場合、又は市長が特に必要であると認める場合は令和9年1月29日まで事業完了の延長ができるものとする。この場合は、指定事業計画変更承認申請書（様式第6号）を提出し、その承認を受けなければならない。

2 指定事業は、第8条に規定する指定申請をした日の翌日から着手（発注・契約）することができる。

3 指定事業の完了とは、指定事業の実施及び指定事業に係る全ての支払いが完了することをいう。

（交付申請及び実績報告）

第12条 指定事業者は、豊田市建設業者高度安全機械等導入促進補助金交付申請書兼実績

報告書（様式第 8 号）に次に掲げる書類を添えて、指定事業が完了したときから起算して 30 日を経過した日又は令和 9 年 1 月 29 日のいずれか早い期日までに、市長に提出しなければならない。

- （１）指定事業に着手した日を確認することができる書類等（発注書、契約書等）
- （２）指定事業に係る費用の支払いを確認することができる書類等（領収書等）
- （３）補助対象事業の実施後の状況を確認できる写真等
- （４）委任状（様式第 4 号）（第三者に申請を委任する場合に限る。）
- （５）経営強化法第 52 条又は第 53 条の規定による認定を受けた先端設備等導入計画の写し
- （６）その他市長が必要と認めるもの

（交付可否の決定及び額の確定）

第 13 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ実態調査等を行い、補助金の交付可否及び予算の範囲内で交付すべき補助金額を確定し、豊田市建設業者高度安全機械等導入促進補助金交付可否決定通知書（様式第 9 号）により当該指定事業者へ通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付決定を受けた指定事業者（以下「交付決定事業者」という。）は、市長が指定する請求書により、速やかに補助金の請求をするものとする。

3 市長は、前項の規定により交付決定事業者から補助金の請求を受けたときは、第 1 項の規定により確定した補助金額を当該交付決定事業者へ交付するものとする。

（検査）

第 14 条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、指定事業者の報告に基づき、帳簿等関係書類及び物件、施設等を検査することができる。

2 指定事業者は、前項の規定に基づく検査を正当な理由なく、これを拒んではならない。

（帳簿等の保存期間）

第 15 条 指定事業者は、帳簿等の指定事業に係る全ての関係書類を、指定事業が完了した年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

（財産処分の制限）

第 16 条 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間を満了する前に当該補助事業により取得した財産及び当該補助事業により効用が増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、売却し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りではない。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定による承認を得ようとするときは、財産処分承認申請書（様式第 10 号）を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による財産処分承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、当該補助事業により取得した財産及び当該補助事業により効用が増加した財産の処分の承認又は却下を財産処分承認可否決定通知書（様式第11号）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第17条 市長は、交付決定事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

- （1）規則、この要綱、指定決定若しくは変更指定決定のときに付した条件又は市長の指示に違反したとき。
- （2）補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- （3）指定事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。
- （4）第4条各号のいずれかに該当したとき。
- （5）その他補助金の運用を不相当と認めたとき。

2 市長は、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部の取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を決定したときは、その旨を豊田市建設業者高度安全機械等導入促進補助金取消等通知書（様式第12号）により、交付決定事業者へ通知するものとする。

3 前項の規定により、既に交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を命ぜられた交付決定事業者は、補助金の返還を命ぜられた日から起算して15日以内に当該補助金を返還しなければならない。

（電子申請等）

第18条 この要綱における申請及び通知等は、豊田市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成18年条例第1号）の規定により、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。

（職権修正）

第19条 市長は、補助金の交付事務を行うに当たり、補助対象事業者から提出された第8条に規定する書類又は指定事業者から提出された第10条第1項若しくは第12条に規定する書類に不備があるときは、当該職員にこれを修正させることができる。

（委任）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 8 年 3 月 2 日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和 8 年 3 月 2 3 日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和 8 年 8 月 1 日から施行し、令和 8 年 3 月 2 日から適用する。